

No.	項目	意見の要旨	市・協議会会长(協)の回答
1	流山ぐりーンバスについて	流山ぐりーンバスの美田・駒木台ルートが40分に1便で、利用しにくい。	(市)ルートやダイヤの改定案を地域の皆さんから提案いただけるような計画としていることから、是非活用いただきたい。
2		流山ぐりーンバスの収支率はどのようにになっているか。	(市)令和元年度は年度末からのいわゆるコロナ禍の影響を除けば、全6ルートで収支率50%を超えていた。令和3年11月現在は、コロナ禍の影響により江戸川台西ルート、江戸川台東ルートは収支率50%を超えており、その他4ルートは50%を下回っている。
3		魅力あるスーパーの出店などにより、流山ぐりーンバスのルートを見直してはどうか。	(市)当初のルート設定においても、住宅地と駅を結ぶルートという原則はあるものの、利用が見込める場所を経路に含める対応をしている。地域の皆さんからいただけるような計画としていることから、是非活用いただきたい。
4		流山ぐりーンバスに定期券を導入して欲しい。定期券がないと勤め先から交通費が出ないこともある。	(市)経費の増加に伴う収支率の低下を懸念している。定期券が無くても交通費を支給する企業が大変増えている。今回の計画では、バスの運賃の見直しをすることとしているので、その中で検討していくことになると考えている。 (協)前提として、定期券は一定の割引がされている。このことにより、今までバスに乗ってなかつた人が、定期券を買うことによる増収と、今までバスに乗っていた人が、定期券を買うことによる減収で、収支はあまり変わらないのが実情である。また、JRでは、コロナウイルス感染症拡大の影響により、リモートワークが定着し、利用回数が少なくなっているため、定期券が売れなくなっている。
5	交通に対し、不便を感じていることについて	高齢化率が高く人口が4,000人規模の区域で、自治会として、交通問題に対しどう取り組んだらよいか。	(協)検討会等を作ると良い。そこで、行きたい場所などの需要をまとめ、地域にあった交通を検討する。あまりにも行きたい場所がバラバラであると、タクシーが良いとなる。狭い地区であれば、グリースローモビリティでやつた方が良いかもしれない。ニーズがまとまれば、具体的な方法は相談いただきたい。
6		道路が狭隘で、路線バスが入ってこれないような地区において、病院が送迎バスを通してもらえるような話が出ている。便利な面もあるが、新しく導入を検討する交通手段との競合を懸念している。	(協)誰でも乗れるもの(公共交通)に、病院から協賛してもらうのが一番良い。
7		東部地区では、公共交通の新規導入について検討しているが、自分が住んでいる区域は特に交通の便が悪いと考えている。	(協)東部地区という広い範囲で検討するのではなく、極端に困っている区域があるのであれば、その区域に絞って検討する仕組みがあつても良い。
8	計画書全般について	「おでかけ」というコンセプトについて、「おでかけ」が最初に記載されると、高齢者が病院へ行くなどの足が後回しとされている印象を受ける。	(市)計画書の14ページに、目標として「移動困難者をなくす公共交通」をあげているので、基本的な交通がおろそかになるという事はない。 (協)高齢者が病院に行くのも、楽しく出かけて欲しい。若者向けの行き先だけを充実するということではない。
9		計画書の14ページに「移動困難者をなくす公共交通」とあるが、全ての移動困難者を公共交通でなくすのは、不可能ではないか。ドアツードアできめ細かい対応ができる方策も考えるべきではないか。	(市)計画書の14ページの「移動困難者をなくす公共交通」の下に書いているように、福祉政策との連携により、きめ細かい対応をしていきたい。 (協)交通機関は、「ザル・網・ろ紙」と考えていただきたい。ザルは鉄道とか基幹的なバス路線で大まかにすぐつて、それではすぐえない場合は網でくつて、それでもすぐえない場合はろ紙で濾すという考え方である。この場合、ザルは安く済む、ろ紙は高くなる。採算性や資格が必要であるなどの課題はあるが、このろ紙の役割をタクシー事業にやっていただきたいと考えている。
10		タクシーの相乗りが令和3年11月に解禁となったが、私たちの生活にどの程度関わってくるか。	(協)現在のところ同制度の利用はない。地域組織から「こういうサービスがあると良い」と示していただければ、どういう制度が使えるかを紹介したい。
11		人口が増加している地域において、新たに発生した需要に対し、どのように対応していくか。	(市)人口集積及び道路整備が整っていれば、民間路線バスの新規運行があると考えている。民間路線バスの新規運行がなく、地域組織からの要請があれば、計画書の22ページに記載のようなフローを取ることになる。 (協)民間路線バスの運行を優先とし、それでできない場合は、行政が手を出していくという流れである。これは、協議会で議論していくことになる。
12	その他	計画書参考資料の16ページに協議会の構成員が載っているが、例えばバスが便利になると鉄道利用者が減るなど、異種の交通事業者が一緒に協議することは調整が難しいと考えているがうまくいくっているか。	(市)協議会は、各事業者からの意見をいただく場としているので、理解をいただいているものと考えています。
13		計画書参考資料の16ページに協議会の構成員が載っているが、ここに記載のないバス事業者は新規参入できないという事か。	(市)参加可能である。実際に、松戸新京成バスは、協議会発足後に新規で参加いただいている。 (協)市内に公共交通を新規で運行する場合は、その事業者はこの活性化協議会からの参加要請に応じなくてはならない。協議会の決定事項には、応諾義務があり、この協議会は強い権限がある。